

2026年7月

お客様各位

岐阜商工信用組合

## 当座勘定規定等の改正について

平素より岐阜商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、2026年9月30日(水)を、「手形・小切手の最終振出期限日」および「他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付停止日」とさせていただいております。

本取扱いに伴いまして「当座勘定規定」ならびに各種関連規定を下記のとおり改正させていただきますのでお知らせいたします。

なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

### 記

#### 1. 対象規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 普通預金規定
- (4) 総合口座規定
- (5) 貯蓄預金規定
- (6) 納税準備預金規定

#### 2. 改正日

2026年10月1日（木）

#### 3. 改正内容（改正部分を下線表示）

##### (1) 当座勘定規定

改正後	改正前
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) 略	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)～(4) 略
第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令</u>	第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

<p><u>和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p>(2) ～ (4) 略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認</u>してください。</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>(5) 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(6) ～ (7) 略</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙</u>、払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費</u>で交付します。</p> <p>(6) ～ (7) 略</p>
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手、<u>または払戻請求書</u>等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>
<p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手、<u>または払戻請求書</u>等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。</p>	<p>第10条（支払の選択）</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。</p>
<p>第11条（過振り）</p> <p>(1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、<u>または払戻請求書</u>等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>	<p>第11条（過振り）</p> <p>(1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>
<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振</u></p>	<p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p>

<p><u>出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p>

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

改正後	改正前
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p>
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 削除</p> <p>(3) ～ (4) 略</p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p>(5) ～ (6) 略</p>

<p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形）</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、<u>手形要件を記載してください。もし、確定日払いの手形で令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、もしくは振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>第16条（振出日、受取人記載もれの手形）</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 略</p>
---	---

(3) 普通預金規定

改正後	改正前
<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p>	<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>

(4) 総合口座規定

改正後	改正前
<p>第3条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p><u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p>	<p>第3条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>

(5) 貯蓄預金規定

改正後	改正前
<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p>	<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>

(6) 納税準備預金規定

改正後	改正前
<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切</p>	<p>第2条（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切</p>

<p>手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の できるもの（以下「証券類」といいます。）を 受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払 場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p>	<p>手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立の できるもの（以下「証券類」といいます。）を 受入れます。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p>
<p>第5条（預金の払戻し）</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、 同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に 必要な書類を提出してください。この場合、当 店は直ちに租税納付の手続をします。</p> <p>(4) 略</p>	<p>第5条（預金の払戻し）</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、 同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に 必要な書類を提出してください。この場合、当 店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、 当店で取扱うことのできない租税については 納付先宛の組合振出小切手を渡しますので、そ れにより納付してください。</u></p> <p>(4) 略</p>

以 上